

## 「チェック機能の充実に係る専門小委員会の 調査審議状況について」に関する意見

平成20年12月5日  
全国市長会会長 佐竹 敬久

専門小委員会の委員各位におかれては、精力的に審議を重ねてこられましたことに対し、心より敬意を表します。

本来であれば、直接、出席のうえ意見を申し上げるべきところではありますが、議会開会中のため、出席できません。

つきましては、下記のとおり、意見を提出いたします。

地方自治行政に携わる都市自治体の首長としての意見でもありますことを十分お汲み取りのうえ、検討いただきますようよろしく申し上げます。

### 記

#### 一 地方自治制度の全般的事項について

○ 地方公共団体の自己責任・自己決定のもと自由度が発揮できるよう、地方自治行政の運営に関する事項は、大枠にとどめることを基本として検討されるよう要望する。

- ・ 地方自治行政は、地方の実情に応じ、地方自治体が自己責任、自己決定のもと自主的自律的に判断して行うことを基本とすべきものであるため、住民自治の拡充に向け、地方自治の運営に関する事項については、大枠にとどめることを基本として検討されるよう要望します。
- ・ 監査制度や議会制度の運営に関する事項についてはもちろん、今後の基礎自治体のあり方等の審議に当たっては、この点を踏まえて検討されるよう要望します。

## 二 監査機能の充実・強化について

### 1. 監査委員の選任方法について

○ 監査委員の選任を議会の選挙とすることについては、適正な人材の確保及び政治的な公正さの担保等の観点から、さらに慎重に検討されたい。

- ・ 監査委員の独立性を高めつつ、専門性を確保することは重要であるが、監査委員は、政治的に公正・中立であるべきである。議会の選挙による場合、専門性を含め適正な人材の選任が行われるか、政治的な中立性の担保等の懸念があるので、さらに慎重に検討すべきである。

## 三 議会制度のあり方

### 1. 議会への実地検査権の付与について

○ 議会への実地検査権の付与については、監査委員制度や100条調査権等との関係を含めて整理すべき課題があると考えられるので、さらに慎重に検討すべきである。

- ① 監査委員の議選委員を廃止する代わりに、議会に実地検査権を付与しようとしているが、これが直接的に結びつくか疑問である。
- ② 制度の沿革的にみた場合、実地検査については、市の行政の広汎複雑性から専門的知識経験を有する者でなければ検査の実効性が期し難いとして、監査委員制度を設けたものとされているが、この改正がなされた市制・町村制下よりさらに都市行政は広汎複雑になっていると思うが、このことについてどのように考えるか。
- ③ 現行法においては、議会は、法第98条第1項に基づき、事務に関する書類等の検閲等の検査権があるが、実地検査が必要な場合は、同条第2項に基づく

監査委員に対する監査請求によることとされている。また、法第100条に基づく調査における実地検査についても同様である。これらの規定からして、議会の検査権や調査権と監査委員の監査権とは、制度上、監視機能における権能の違いがあるのではないか。議会に実地検査権を認めることは、事実上、議会に監査機能そのものを付与することになり（第98条第2項の規定は、事実上空文規定と同然となり）、監査委員制度を設けている制度の根幹にも関わることになるのではないか。

- ④ 議会には、法第100条に基づき、団体の事務に関する調査を行い、実地調査も行うことができるとされているが、この100条調査権との関係はどう整理するのか、また、この場合の実地調査と、新たに付与しようとする実地検査はどう異なるのか。
- ⑤ 法第100条の調査を行う場合は、議会の議決が必要であるが、議会に付与しようとしている実地検査権の発動要件や手続き等について、どのようにされようとしているのか。

## 2. 議会の招集権について

○ 議長への議会の招集権の付与については、第28次地方制度調査会答申及びこれに基づく法改正により、すでに制度的な整理がなされていると思われる。

- ・ この問題は、第28次調査会において議論され、当時の調査会では、長に議会の招集権が付与されているのは、制度の沿革からして、少なくとも長の統轄代表権との関連があることは、理解されたものと承知している。

このため、議長への招集権の付与はできないが、事実上、同様の効果が果たせる、議長への招集請求権の付与と長の招集義務についての答申がなされ、平成18年に法律改正が行われたところである。

当時と自治制度の根幹は変わっておらず、法的位置付け、解釈も変わっていないものとする。

### 3. 議決事件について

○ 法第96条第1項第5号及び第8号の議決事件に関する政令基準についての条例制定の裁量の拡大については、長の執行権の範疇であるので、限定的な方向とすべきものではないか。

- ・ 契約の締結及び財産の取得については、地方自治法上財務の規定において詳細な規定が設けられており、また、議会には、執行機関に対する説明要求、検査権、あるいは監査委員への監査請求等の権限が与えられているところである。

契約の締結、財産の取得は、長の執行権の範疇であるので、重要案件に限定すべきものとする。

今回の検討は、自治体の自由度の拡大の観点からでなく、議会の権能の観点で行われている。

### 4. 会期制について

○ 会期制を採用しないことができるようにすることについては、各自治体の判断によることを基本とするとともに、長の職務執行に支障が出ないことを前提とし、この点の制度的工夫について考慮されたい。

- ・ 会期制を採用しないことについては、自治体の規模が千差万別であり、また、自治体の担う事務はますます複雑多岐になっていること、及び議決案件の中には予算や決算等急務な案件もあること、さらには執行機関の拘束、議会審議の効率性や経費面の問題等もあるので、各自治体の判断によることを基本とするとともに、長の職務執行に支障が出ないことが必要であり、この点についての対応を前提とし、この点の制度的工夫について考慮されたい。